

保育士等働き方改革推進事業業務委託 企画提案募集要領

1 趣旨

この要領は、静岡県（以下「県」という。）が行う、保育士等働き方改革推進事業の実施に当たり、最も優れた企画力、経験等を持つ事業者には業務委託するため、プロポーザル（企画提案方式）で実施するものである。

2 委託業務の名称

保育士等働き方改革推進事業業務委託

3 委託期間

契約締結日から令和2年3月23日（月）まで

4 契約限度額

5,087千円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 限度額を超えたものは失格とする。

5 委託業務の内容

保育士等働き方改革推進事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

6 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県内に本社又は営業所等の業務拠点を有する者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからオのいずれかにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。）であると認められる者。
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者。
- (6) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。

7 委託先の選定方法

公募による企画提案方式とする。委託先の選定は、別に定める評価基準により、保育士等働き方改革推進事業業務委託企画提案審査委員会の委員（以下「委員」という。）が審査し、決定する。

8 事前説明会の開催

(1) 開催日時

令和元年6月25日（火）午前10時00分から11時30分

(2) 開催場所

静岡市葵区追手町9番6号 県庁別館8階 第1会議室D

(3) その他

ア 会場の都合上、参加者は各団体2名までとする。なお、参加者は、電話番号及びメールアドレスの記載がある名刺を持参すること。

イ 説明会終了後に質問がある場合は、令和元年6月26日（水）午後5時までに質問書（様式5）により電子メールで提出するものとし、回答は説明会に参加したすべての者に電子メールにより令和元年6月28日（金）までに伝達する。

9 応募方法等

(1) スケジュール

令和元年6月18日（火） 公告

令和元年6月25日（火） 事前説明会の開催

令和元年6月28日（金） 参加表明書の提出期限

令和元年7月8日（月） 企画提案書の提出期限

令和元年7月16日（火） プロポーザル審査会
以降 選定結果の通知

(2) 企画提案の参加申込

公募企画提案への参加を希望する者は、参加表明書（様式1）、上記6に掲げる要件を満たす誓約書（様式2）及び付属書類を令和元年6月28日（金）午後5時までに提出し、資格審査を受けなければならない。

なお、参加表明書の提出後、辞退を希望する者は辞退届（様式3）を令和元年7月5日（金）正午までに提出すること。

ア 提出方法 持参又は郵送（提出期限までに必着）による。

イ 提出先 静岡県健康福祉部こども未来局こども未来課保育人材班
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館3階

(3) 募集する企画提案の内容等

ア 基本的な考え方

(ア) 企画提案書の提出にあたっては、内容を十分に理解したうえで作成すること。

(イ) 上記5に掲げる委託業務の内容を専門的視点から精査し、必要があれば修正を加え、企画提案を行うこと。

(ウ) 関係法令等を遵守し、所要の措置を講じること。

イ 企画提案書について

(ア) 企画提案書の構成等

a 企画提案書の構成は、次の順とすること。

(a) 事業の実施計画及び方針

(b) 研修の講師と選定理由

- (c) 研修で紹介する好事例
- (d) 施設の自己診断シート
- (e) 参加者に紹介する巡回支援のイメージ
- (f) 巡回支援スケジュール及び1回の所要時間と1施設ごとの支援の流れ
- (g) 想定される相談と具体的支援パターン
- (h) 巡回支援を行う者が専門とする分野、経歴等
- (i) 事業運営体制
- (j) 事業見積額等
- (k) 上記のほか、業務委託実施に必要なことの提案（該当がある場合に限る。）
- b 企画提案書は、委託業務をどのような方針や手法で展開し、実施していくのかについて分かりやすく表現すること。
- c 企画提案書は、A4サイズを基本とし、A3サイズ見開きの場合は2ページとして数え、表紙、目次、参考様式を除いて全体で20ページ以内とすること。
- (イ) 提出部数等 提出部数は8部とする。
- (ウ) 留意事項等
 - a 企画提案書の作成に他の者の協力を得た場合及び業務の実施に他の者の協力を得る予定の場合には、企画提案書にその旨を明記すること。
 - b 虚偽の記載をした企画提案書は無効とする。
 - c 企画提案書の提出後の記載内容の変更は認めない。
 - d 提出された企画提案書は返却しない。また、採用した企画提案書を除き、提案者に無断で使用することはない。
- (エ) その他
 - 企画提案書作成、提出等に伴う費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (4) 提案書の提出方法等
 - ア 提出書類
 - 企画提案書の提出書（様式4-1）、業務実績表（様式4-2）、企画提案書（任意様式）、見積書（任意様式）
 - イ 見積書作成上の注意
 - 提案した内容を実施するために必要な経費を、仕様書の対象経費ごとに示すこと。
 - ウ 業務実績表作成上の注意
 - 過去5年以内に受託（実施）した県や県が出資する法人等、もしくは市町の冊子等の企画・制作、イベント開催業務について、当該業務の名称、契約相手、契約金額及び概要を記載すること。
- イ 提出方法
 - 直接持参又は郵送によること。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時の間とすること（ただし、正午から午後1時までの間は除く）。郵送の場合は、「特定記録」とし、ウの期日までに必着とする。
- ウ 提出期限
 - 令和元年7月8日（月）午後5時まで（必着）
- エ 提出先
 - 静岡県健康福祉部こども未来局こども未来課保育人材班
 - 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館3階

10 審査

(1) 事前審査

企画提案者が多数となった場合は、プレゼンテーションを行う者をあらかじめ書面審査し、5者程度に選定することがある。その場合、事前審査の結果は、令和元年7月11日(木)午後5時までに電子メールにて通知する。

(2) プレゼンテーション審査

ア 実施日 令和元年7月16日(火)

イ 場所 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館4階 健康福祉部会議室

※ 説明時間等はプレゼンテーションを行う者に別途通知する。

ウ その他 ・1提案当たりのプレゼンテーションの時間は20分(説明12分、質疑8分)とする。

・プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

・プレゼンテーションは非公開で行うものとする。

・パワーポイントを用いる場合は、企画提案書提出の際に申し出ること。

(3) 評価基準

ア 全体

(ア) 事業の趣旨を十分に理解し、具体的で一貫性を持った提案となっているか。

(イ) 実施スケジュールは現実的なもので、実行できると判断できるか。

(ウ) 当該業務を適正かつ円滑に遂行できる実施計画及び人員体制となっているか。

(エ) 事業内容に見合った経費見積もりとなっているか。

イ 研修会

(ア) ICT活用、勤務環境改善について知識や講演経験のある講師を選定しているか。

(イ) 様々な施設にとって参考となる好事例が紹介されているか。

(ウ) 施設の自己診断シートは巡回支援の素材として活用できるものになっているか。

(エ) 巡回支援がイメージできる情報が提供されているか。

ウ 巡回支援

(ア) 所要時間や、1施設ごとの支援の流れは適切か。

(イ) 想定する相談への支援パターンは適切か。

(ウ) 相談内容に応じた専門家を派遣できるか。

(エ) フォローアップの窓口の設置など、相談支援を円滑にする方策があるか。

11 選定結果の伝達方法等

(1) 選定結果は、辞退者を除くすべての企画提案者に文書により通知する。

(2) 選定結果についての疑義は受け付けない。

12 その他

(1) 契約手続に使用する言語並びに通貨は日本語及び日本円とする。

(2) 契約保証金は免除する。

(3) 契約の締結は契約書による。

(4) 採用した企画提案書に関する一切の権利は、静岡県に帰属する。

(5) 本業務は、必ずしも当該企画提案の採用案に沿って行うものではなく、実施に当たっては、委託者と協議して実施内容を決定する。

13 問合せ先

静岡県健康福祉部こども未来局こども未来課保育人材班
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館3階
電 話 : 054-221-2928
F A X : 054-221-3521
e-mail : kodomo-m@pref.shizuoka.lg.jp